

地方独立行政法人北海道立総合研究機構
令和4年度の業務実績に関する評価結果の反映状況について

評価項目（※）	令和4年度業務実績に係る評価結果 において取組の強化を求められた事項	業務運営及び計画への反映状況
1 研究の推進及び成果の普及・活用	○研究成果の発信・普及 行政や企業等で活用された成果の数は昨年度より1割ほど増加し、昨年度に続いて数値目標を大きく上回ったことは評価できる。 一方で、新型コロナウイルス感染症の影響が継続する中で、オンラインを活用した研究成果や知見の発信に努めた結果、成果の公表件数は昨年度より増加したが、昨年度に続き数値目標を下回った。 なお、新型コロナウイルス感染症の対策が進んだことから、対面での発表機会は回復してきており、口頭での公表が増加した。これに伴い、紙媒体や電子媒体から口頭での発表への移行が認められた。今後はさらに発信手法を工夫し、様々な機会を捉えて成果の普及に努める必要がある。	【令和5年度実績】 ○研究成果の発信・普及について、以下の取組を行った。 - 新型コロナウイルス感染症の対策が進んだことから、対面による発表機会は回復したことによりホームページ等掲載のために作成していた電子媒体による公表件数が減少した一方で、口頭での公表が増加したことから、全体としての公表件数は増加した。 - 研究成果発表会やセミナーは、対面又はオンラインと対面の併用で開催したほか、本部で「令和4年度主な研究成果」を取りまとめた。各試験場等で年報や技術資料等を刊行し、関係機関等への配付やホームページでの公開などにより、研究成果や知見の周知・普及に努めた。 - 本部と研究本部が連携して、「北洋銀行ものづくりサステナフェア」、「ビジネスEXPO」、「アグリビジネス創出フェア in Hokkaido」等の展示会に出展し、製品化の事例等を紹介した。さらに、「サイエンスパーク」、「ジオフェスティバル in Sapporo」など子どもを対象にしたイベントにも積極的に参加し、科学に興味を持ってもらうように努めた。 - 農業、水産、森林の各研究本部では、道の普及組織と緊密な連携を図り、生産者に対して最新の研究成果の広報、普及を行った。 - 農業、水産、森林の各研究本部では、道の普及組織との連絡会議等を開催し、研究成果や知見に関する情報共有や、研究・普及活動の相互協力について意見交換を行い、研究成果は生産現場における現地指導に活用された。

		【令和6年度計画】 ○研究成果の発信・普及について、以下の取組を行う。 ・ 学会での発表や学術誌への投稿等を行い、研究成果を広く公表する。 ・ 成果発表会やセミナー、刊行物、ホームページ等を用いて研究成果や知見を広く発信・周知する。 ・ 技術資料等の発行や展示会への出展、企業訪問などにより研究成果の普及・活用を促進する。 ・ 農林水産分野においては、道の普及組織等と緊密に連携し効果的な普及に取り組む。 ・ 道の普及組織との連絡会議等により、研究成果や知見に関する情報の共有を図るとともに、連携して研究成果のPRや現地指導に取り組む。 ・ 成果の発信・普及においては、シンボルマークを使用するなど、道総研の認知度向上に努める。
--	--	---

評価項目（※）	令和4年度業務実績に係る評価結果において取組の強化を求められた事項	業務運営及び計画への反映状況
5 その他業務運営	○コンプライアンスの徹底 不祥事発生防止に向けた管理職員による職場研修の実施や、「行動のルールとモラル」、「ハラスメントの防止等に関する指針」に基づき、コンプライアンスの徹底に資する取組を積極的に実施したところであるが、「不正に入手したソフトウェアの業務利用」及び「正当な理由のない欠勤」の事例について職員の懲戒処分事案が発生した。 今後も、これまでの取組の内容及び効果を詳細に分析するとともに、職場研修などの取組を繰り返し実施し、これまで以上に道民の範たる公的機関の職員であるという深い自覚と責任を持ち、職員のコンプライアンス意識の徹底に真摯に向き合い、取り組んでいく必要がある。	【令和5年度実績】 ○コンプライアンスの徹底について、以下の取組を行った。 ・ 階層別研修（研究部長級、研究主幹級、主査級、新規採用職員）において、職員倫理、交通違反・事故の防止やハラスメントに関する講義を行った。また、綱紀の保持等に関して各試験場等に機会ある度に通知するなど、役職員に対して法令遵守意識の定着強化を図った。 ・ ハラスメント対応能力の強化とコンプライアンス意識の向上を図るため、所属長に対し、外部講師によるトップセミナーなどの研修を実施したほか、全職員を対象とした e-ラーニング研修として「コンプライアンス」「ヘルスケア」「コミュニケーション」の3コースの受講を義務付け、実施した。 ・ ハラスメント防止等の対策や相談対応の充実・強化を図るため、ハラスメントの防止等に関する基本指針を策定した。 ・ 内部監査計画に基づき、公的研究費の適正な管理・執行を図るため、リスクアプローチ監査(不正が発生する可能性が高い要因に重点的に人員や時間を充てる監査)等を実施した。 ・ 所属における会議などにおいて綱紀粛正の徹底や「行動のルールとモラル」について周知するなど、再発防止に向けた取組を実施した。 【令和6年度計画】 ○コンプライアンスの徹底について、以下の取組を行う。 ・ 研修や会議等の場を効果的に活用し、全職員に対して法令遵守の徹底を図るとともに、ハラスメントの未然防止等に向けた取組を推進する。 ・ 研究活動における不正行為の防止を図るとともに、公的研究費の適正な管理、執行を図るため、「内部監査計画」に基づき監査を効果的に実施する。

評価項目（※）	令和４年度業務実績に係る評価結果において取組の強化を求められた事項	業務運営及び計画への反映状況
５ その他業務運営	○情報セキュリティ管理 情報セキュリティポリシーに基づくシステム機器の安全確保や職員研修などを実施するとともに、個人情報及び企業情報等の流出防止やデータの保全等、適切な情報資産の管理に努めたが、職員による不正に入手したソフトウェアの業務利用の事実が発覚するという重大事案が発生した。 今後は、情報資産管理システムの構築により管理体制を徹底するとともに、情報セキュリティ研修などの取組を繰り返し何度も実施するなど、二度と同じ事案が生じることのないよう情報資産管理の徹底を十分に図る必要がある。	【令和５年度実績】 ○情報セキュリティ管理について、以下の取組を行った。 ・ 管理するサーバやパソコンのセキュリティソフトの定義ファイル（パターンファイル）が常に最新となるように設定し、運用保守業者と連携して監視を強化するとともに、不審メール等に対する注意喚起を行った。 ・ テレワークシステムの運用に当たっては、「道総研におけるテレワークの試行に関する取扱要綱」によるリモートアクセス環境におけるセキュリティ対策を行った。 ・ 情報セキュリティポリシーに基づき、定期的実施する情報セキュリティに関する職場研修及びセルフチェック並びに個人情報の適切な管理に関する職場研修を、全職員に対して実施した。 ・ 北海道警察本部サイバー攻撃担当部門を講師に招き、サイバー攻撃に関する講話・デモンストレーションを含むサイバー攻撃対策セミナーを集合研修で実施した。 ・ 国（総務省）が定めた「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等を参考に道総研情報セキュリティポリシーを全面改正し、組織体制の整備や職員等の責務の明確化、管理者権限の統一化など情報セキュリティ対策の強化を図り、職場研修を通じて周知した。 ・ 本部及び各試験場等の情報セキュリティ管理者において、ハードウェアとソフトウェアを一元的に台帳化して管理ができるよう、IT 資産管理システムを構築し、運用を開始した。 【令和６年度計画】 ○情報セキュリティ管理について、以下の取組を行う。 ・ 情報セキュリティポリシーに基づき、システム機器の安全確保を図ることや、契約職員等を含む全ての職員に対して情報セキュリティに関するセルフチェック・研修を確実に実施することにより、職員のコンプライアンスの徹底と、個人情報及び企業情報等の流出防止やデータの保全等、適切な情報資産の管理を行う。

※「令和４年度地方独立行政法人北海道立総合研究機構の業務実績に関する評価結果」（令和５年８月北海道公表）による評価項目